

平成21年度決算に基づく財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について公表します。

なお、全ての指標で早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

(1) 健全化判断比率

区分	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%
実質公債費比率	24.5%	28.2%	25.0%
将来負担比率	147.2%	173.1%	350.0%

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」を記載しています。

(2) 公営企業会計に係る資金不足比率

区分	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	—	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	

※資金不足が生じていない場合は「—」を記載しています。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計で実質赤字額がないため算出されていません。

昨年度、早期健全化基準（25.0%）を超えていた実質公債費比率（3カ年平均）は、24.5%で昨年度より3.7ポイント減少し、早期健全化基準以下に改善しました。

将来負担比率については、147.2%で昨年度より25.9ポイント減少しており、早期健全化基準の350%を下回っております。

公営企業会計の資金不足比率については、全ての会計で資金不足が生じていないため算出されていません。

(参考) 実質公債費比率の単年度数値

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	3カ年平均 (H19~H21)
31.9%	29.1%	23.7%	20.7%	24.5%

(参考) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(1) 健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられています。

- ①実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計等が返済する借金が標準財政規模に占める割合の3ヵ年平均
- ④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき借金などが標準財政規模に占める割合

(2) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つに区分され、「早期健全化段階」や「財政再生段階」になった場合、それぞれ法律の規定により計画の策定や外部監査の実施などが義務付けられています。

		←健全財政	→財政悪化→
		早期健全化基準	財政再生基準
		【健全段階】	【財政再生段階】
健全化判断比率	実質赤字比率	15.0%以上	20.0%以上
	連結実質赤字比率	20.0%以上	40.0%以上
	実質公債費比率	25.0%以上	35.0%以上
	将来負担比率	350.0%以上	
		<ul style="list-style-type: none"> ・指標の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化計画の策定 ・実施状況を議会へ報告 ・外部監査の実施
			<ul style="list-style-type: none"> ・財政再生計画の策定 (国の同意が必要) ・実施状況を議会へ報告 ・地方債の発行制限 ・外部監査の実施

※指標の公表は、平成20年度（平成19年度決算）から、計画策定の義務付けなどは平成21年度（平成20年度決算）から適用。

(3) 健全化判断比率の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等の実質赤字額：一般会計の実質赤字の額

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の総量

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{普通交付税に算入された元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税に算入された元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}$$

※上記の算定式による値の3カ年平均

※準元利償還金：つぎの①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還額に相当するもの
- ② 一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債の現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税に算入された元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}$$

※将来負担額：つぎの①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(4) 健全化判断比率の対象範囲

会計区分	一般会計等	公営事業会計		一部事務組合	第3セクター
			公営企業会計		
浜頓別町 会計	一般会計	国民健康保険 特別会計	病院事業会計	南宗谷消防組合	観光公社北オホーツクランド
		老人保健 特別会計	簡易水道事業 特別会計	南宗谷衛生 施設組合	
		後期高齢者医療 特別会計	下水道事業 特別会計	北海道市町村 総合事務組合	
		介護保険 特別会計	農業集落排水事業 特別会計	北海道市町村 備荒資金組合	
				北海道市町村職員 退職手当組合	
				北海道町村議会議員 公務災害補償等組合	
				北海道後期高齢者 医療広域連合	
指標	実質赤字比率				
	連結実質赤字比率				
	実質公債費比率				
	将来負担比率				
			資金不足比率		

※資金不足比率は、公営企業ごとに算定する。

(5) 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられています。資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

【資金不足比率の概要】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金不足の額

- ・法適用企業（病院事業会計）の場合

$$\text{資金不足の額} = (\text{流動負債}) - (\text{流動資産})$$

- ・法非適用企業（簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業特別会計）の場合

$$\text{資金不足の額} = (\text{歳入}) - (\text{歳出}) - (\text{翌年度繰越事業費財源})$$

※事業の規模

- ・法適用企業の場合

$$\text{事業の規模} = (\text{営業収益の額}) - (\text{受託工事収益の額})$$

- ・法非適用企業の場合

$$\text{事業の規模} = (\text{営業収益に相当する収入額}) - (\text{受託工事収益に相当する収入額})$$